

	<h1 style="font-size: 2em;">鳥取県公報</h1>	平成 19 年 12 月 4 日 (火) 第 7 9 4 6 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (999) (福祉保健課) 2 生活保護法による診療所又は薬局の廃止の届出 (1000) (〃) 2 生活保護法による介護機関の指定 (1001) (〃) 2 生活保護法による居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業の廃止の届出 (1002) (〃) 4 保安林の指定施業要件の変更予定 (4 件) (1003~1006) (森林保全課) 5 指定居宅サービス事業者の指定 (1007) (東部総合事務所福祉保健局) 9 指定居宅サービス事業者の所在地の変更 (1008) (〃) 10 指定居宅介護支援事業者の指定 (1009) (〃) 10 指定居宅介護支援事業者の事業所の所在地の変更 (1010) (〃) 10 指定介護予防サービス事業者の指定 (1011) (〃) 11 指定介護予防サービス事業者の事業所の所在地の変更 (1012) (〃) 11 指定居宅サービス事業者の指定 (1013) (中部総合事務所福祉保健局) 11 指定介護予防サービス事業者の指定 (1014) (〃) 12 指定居宅サービス事業者の指定 (1015) (西部総合事務所福祉保健局) 12 指定介護予防サービス事業者の指定 (1016) (〃) 13
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (99) 13
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) 14
◇ 雑 報	危険物取扱者試験の実施 (消防課) 20

告 示

鳥取県告示第 999 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
ジャスコ鳥取北店調剤薬局	鳥取市晩稲 100-1	平成 19 年 9 月 21 日
紀の川薬局	米子市上福原五丁目 12-63	平成 19 年 11 月 1 日
ちどり薬局	米子市加茂町一丁目 19	〃
しらとり調剤薬局	米子市皆生新田一丁目 9-13	〃
のぞみ薬局	倉吉市堺町二丁目 962-4	〃
松井眼科	米子市淀江町佐陀 2169-7	〃
浜吉歯科クリニック	倉吉市清谷一丁目 193-2	平成 19 年 11 月 6 日

鳥取県告示第 1000 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定に基づき、指定医療機関から診療所又は薬局を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
仁厚会眼科クリニック	米子市淀江町佐陀 2169	平成 19 年 10 月 31 日
しらとり調剤薬局	米子市皆生新田一丁目 9-13	〃
紀の川薬局	米子市上福原五丁目 12-63	〃
ちどり薬局	米子市加茂町一丁目 19	〃

鳥取県告示第 1001 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	養護老人ホーム シルバー倉吉	倉吉市福庭町二 丁目145	特定施設入居者 生活介護	平成 19 年 7 月 12 日
医療法人悠和会	鳥取市新103-10	医療法人悠和会 はしぐち在宅ク リニック	鳥取市新103-10	訪問看護	平成 19 年 10 月 1 日
〃	〃	〃	〃	居宅療養管理指 導	〃
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市車尾南 一丁目12-41	医療法人社団ひ だまりクリニッ クひだまり訪問 看護ステーショ ン	米子市車尾南一 丁目12-41	訪問看護	平成 19 年 11 月 1 日
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市久米町 200	ハピネヘルパー ステーション松 並	鳥取市松並町1 -228	訪問介護	〃
〃	〃	ハピネヘルパー ステーション雲 山	鳥取市雲山112 -2	〃	〃
〃	〃	ハピネデイサー ビスセンター吉 方	鳥取市吉方127	通所介護	〃
〃	〃	ハピネのやわら ぎ松並	鳥取市松並町1 -228	小規模多機能型 居宅介護	〃
〃	〃	ハピネのやわら ぎ興南	鳥取市興南町83	〃	〃
〃	〃	ハピネヘルパー ステーション倉 吉	倉吉市上井359 -9	訪問介護	〃
〃	〃	ハピネヘルパー ステーション西 福原	米子市新開五丁 目3-1	〃	〃
株式会社ハピネライフケア	〃	ハピネデイサー ビスセンター皆 生	米子市皆生新田 二丁目1-9	通所介護	平成 19 年 11 月 16 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人敬仁会	倉吉市山根55	養護老人ホーム シルバー倉吉	倉吉市福庭町二 丁目145	介護予防特定施 設入居者生活介 護	平成 19 年 7 月 12 日
医療法人悠和会	鳥取市新103-10	医療法人悠和会 はしぐち在宅ク リニック	鳥取市新103-10	介護予防訪問看 護	平成 19 年 10 月 1 日

〃	〃	〃	〃	介護予防居宅療養管理指導	〃
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市久米町200	ハピネヘルパーステーション松並	鳥取市松並町1-228	介護予防訪問介護	平成 19 年 11 月 1 日
〃	〃	ハピネヘルパーステーション雲山	鳥取市雲山112-2	〃	〃
〃	〃	ハピネデイサービスセンター吉方	鳥取市吉方127	介護予防通所介護	〃
〃	〃	ハピネヘルパーステーション倉吉	倉吉市上井359-9	介護予防訪問介護	〃
〃	〃	ハピネヘルパーステーション西福原	米子市新開五丁目3-1	〃	〃
株式会社ハピネライフケア	〃	ハピネデイサービスセンター皆生	米子市皆生新田二丁目1-9	介護予防通所介護	平成 19 年 11 月 16 日
医療法人社団ひだまりクリニック	米子市車尾南一丁目12-41	医療法人社団ひだまりクリニックひだまり訪問看護ステーション	米子市車尾南一丁目12-41	介護予防訪問看護	〃

3 介護予防支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
琴浦町	東伯郡琴浦町大字徳万 591-2	琴浦町地域包括支援センター	東伯郡琴浦町大字徳万 591-2	平成 19 年 10 月 1 日

4 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
株式会社ハピネライフケア鳥取	米子市久米町200	ハピネ居宅介護支援センター雲山	鳥取市雲山 112-2	平成 19 年 11 月 1 日

鳥取県告示第 1002 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業又は居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成19年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン西福原ケアセンター	米子市新開五丁目3-1	平成19年10月31日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン西福原ケアセンター	米子市新開五丁目3-1	平成19年10月31日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1	株式会社コムスン西福原ケアセンター	米子市新開五丁目3-1	平成19年10月31日

鳥取県告示第1003号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市耳字難谷700、701の1、701の2、702から708まで、709の1から709の49まで、710から716まで

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市鴨河内字一ノ谷164の3、164の11から164の19まで、字二ノ谷165の2から165の36まで、字三ノ谷166の1から166の15まで、字明万治172の1から172の12まで、字汁谷173の1から173の23まで、字ネギ谷201の4、201の16から201の19まで、字大原203の1、字小原259の1から259の4まで、259の7から259の9まで、

259の17、259の18、字上ヒツケ261、262の1から262の10まで、262の12、262の13、字下ヒツケ263の1から263の16まで、耳字湯瀬平132の1、133、133の1、133の3、字トギイハ522の1から522の3まで、字坂ノ下529

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市鴨河内字萬治751

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第1004号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市関金町野添字芋ヶ平ル471の1、関金町小泉字大畑29の1から29の5まで、字御用谷32の3、32の17から32の24まで、字ブチ34の1、34の3から34の15まで、関金町米富字家之向平ラ86の2、87、88、字家ノ奥平ラ175の1、175の2、178の1、178の2、字家ノ奥176、字釜谷179の1から179の4まで、180、字家ノ上ミ183の1から183の5まで、184、186の1、186の2

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町野添字木戸坂406の1、408の1、408の2、418の1、425の1から425の3まで、427の1から427の3まで、428の1、428の2、429の1、429の2、430の1から430の4まで、431の1、431の2、432の1、432の2、433の1、434、436の1、436の2、436の4、437の1、438から441まで、441の1、441の2、442の1、字上木戸坂443、444の1、444の2、445の1から445の3まで、446の2(次の図に示す部分に限る。)、446の4、446の5、字芋ヶ平ル471の2、472、473、字野津三524の2、525の1、関金町明高字カウモ1634の1から1634の22まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市関金町米富字志々羅ヶ平ル23の1、字坂ノ下368の1、関金町野添字向河内385、386、389の1から389の4まで
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第1005号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年12月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市鴨河内字大エゴ152、字釜谷153、蔵内字下ノ谷253、254、字中ノ谷267の1、270、字ハコモ谷308、309の1、309の6から309の9まで、309の14、310の2、310の5、310の13、310の23、310の24、310の27、310の35から310の50まで、字小いろ谷312の1から312の11まで、318、319、字奥小いろ谷322の2、322の23、322の24
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
倉吉市鴨河内字椎谷78の1、字反土83
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 1006 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
東伯郡北栄町米里字姥ヶ谷568、570から572まで、字三ノ罫608の1、616の4から616の6まで、北条島字宝大寺814、815の1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

米里字姥ヶ谷568・570（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、571、572、字三ノ崙608の1・616の6・北条島字宝大寺814（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、815の1

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、北条町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡北栄町米里字亀崙152の1、156の1、157、158の1、164、下神字北亥ノ目山424の4、426の1、427、北尾字八幡山616の1、曲字坂場東平740の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、北条町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び北栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 1007 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピ ネライフケア 鳥取 代表取締役 太田 喜弘	東京都港区六 本木六丁目 10 - 1	ハピネヘルパース テーション雲山	鳥取市雲山112-2	訪問介護	平成 19 年 11 月 1 日

〃	〃	ハピネヘルパース テーション松並	鳥取市松並町一丁 目228	〃	〃
〃	〃	ハピネデイサービ スセンター吉方	鳥取市吉方 127	通所介護	〃

鳥取県告示第 1008 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 75 条の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域 でくらす会 理事長 井上 徹	米子市内町 122	ヘルパーステーショ ンいくのさん家	鳥取市商栄町 251-4	平成 19 年 11 月 1 日

鳥取県告示第 1009 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	指定年月日
株式会社ハピネラ イフケア鳥取 代表取締役 太田 喜弘	東京都港区六本木 六丁目 10-1	ハピネ居宅介護支援 センター雲山	鳥取市雲山 112-2	平成 19 年 11 月 1 日

鳥取県告示第 1010 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	居宅介護支援事業を行う事業所の名称	居宅介護支援事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会 理事長 井上 徹	米子市内町122	いくのさん家居宅介護支援事業所	鳥取市商栄町251-4	平成19年11月1日

鳥取県告示第 1011 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネライフケア 鳥取 代表取締役 太田 喜弘	東京都港区六本木六丁目 10-1	ハピネヘルパーステーション雲山	鳥取市雲山112-2	介護予防訪問介護	平成 19 年 11 月 1 日
〃	〃	ハピネヘルパーステーション松並	鳥取市松並町一丁目228	〃	〃
〃	〃	ハピネデイサービスセンター吉方	鳥取市吉方 127	介護予防通所介護	〃

鳥取県告示第 1012 号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第115条の9の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県東部総合事務所長 塚 田 勝

氏名(名称及び代表者の氏名)	住所(主たる事務所の所在地)	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人地域でくらす会 理事長 井上 徹	米子市内町122	ヘルパーステーション いくのさん家	鳥取市商栄町251-4	平成19年11月1日

鳥取県告示第 1013 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネ ライフケア鳥取 代表取締役 太田 喜弘	東京都港区六本 木六丁目 10-1	ハピネヘルパー ステーション倉 吉	倉吉市上井 359-9	訪問介護	平成 19 年 11 月 1 日

鳥取県告示第 1014 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネ ライフケア鳥取 代表取締役 太田 喜弘	東京都港区六本 木六丁目 10-1	ハピネヘルパー ステーション倉 吉	倉吉市上井 359-9	介護予防訪問 介護	平成 19 年 11 月 1 日

鳥取県告示第 1015 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	居宅サービス事業を行う事業所の名称	居宅サービス事業を行う事業所の所在地	居宅サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネ ライフケア 代表取締役 白 崎 朝宏	米子市久米町 200	ハピネデイサー ビスセンター皆 生	米子市皆生新田二丁 目 1-9	通所介護	平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県告示第 1016 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 115 条の 9 の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

氏名（名称及び代表者の氏名）	住所（主たる事務所の所在地）	介護予防サービス事業を行う事業所の名称	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地	介護予防サービスの種類	指定年月日
株式会社ハピネライフケア 代表取締役 白崎 朝宏	米子市久米町 200	ハピネデイサービスセンター皆生	米子市皆生新田二丁目 1-9	介護予防通所介護	平成 19 年 11 月 16 日

選挙管理委員会告示**鳥取県選挙管理委員会告示第 99 号**

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数及び当該総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 5 項（同法第 75 条第 5 項、第 76 条第 4 項、第 80 条第 4 項、第 81 条第 2 項及び第 86 条第 4 項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数	9,832
鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち 40 万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と 40 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	148,593
鳥取市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	53,185
米子市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	40,155
倉吉市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	14,053
境港市において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	9,980
岩美郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	3,693
八頭郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	9,059
東伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	16,834
西伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	12,879
日野郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数	4,017

公 告

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 13 日付鳥取県告示第 940 号）の内容

（告示の内容）

- （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

前田六太郎	鳥取市鹿野町河内字清水板山 2022
〃	鳥取市鹿野町河内字清水板山 2023
〃	鳥取市鹿野町河内字清水板山 2026 の 1
前田 徳男	鳥取市鹿野町河内字清水板山 2029
吉田又五郎	鳥取市鹿野町河内字奥戀子谷 2043

- （2） 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

- （3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐は、択伐による。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 鳥取市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 13 日付鳥取県告示第 941 号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

白方 牧蔵	東伯郡三朝町大字下畑字大平 656 の 1
白方 恒正	東伯郡三朝町大字下畑字大平 656 の 2
白方 牧蔵	東伯郡三朝町大字下畑字大平 664 の 11
〃	東伯郡三朝町大字下畑字座性平 671 の 1（次の図に示す部分に限る。）
〃	東伯郡三朝町大字下畑字座性平 671 の 2
〃	東伯郡三朝町大字下畑字座性平 671 の 10
米田 梶枝	東伯郡三朝町大字下畑字谷ノ奥 683
岸田 こと	東伯郡三朝町大字下畑字下大杉 703 の 1
西尾 熊吉	〃
西尾 鹿蔵	〃
西尾豊太郎	〃
長田友三郎	〃
白方 牧蔵	〃
白方政太郎	〃
畠山 藤一	〃
畠山与三郎	〃
米田 たき	〃
米田 亀蔵	〃
米田 信忠	〃
米田 帛吉	〃
米田吉太郎	〃
本田 五平	〃
本田 幸吉	〃
本田 甚吉	〃
本田市太郎	〃

白方政太郎	東伯郡三朝町大字下畑字下大杉 703 の 2
米田 克己	東伯郡三朝町大字下畑字下大杉 703 の 4
米田 公俊	東伯郡三朝町大字下畑字下大杉 703 の 5
米田 たき	東伯郡三朝町大字下畑字下大杉 703 の 6
白方政太郎	東伯郡三朝町大字下畑字上大杉 704 の 16
米田 克己	東伯郡三朝町大字下畑字上大杉 704 の 17
〃	東伯郡三朝町大字下畑字平内谷 780 の 2
米田 亀蔵	東伯郡三朝町大字下畑字平内谷 783 の 9
〃	東伯郡三朝町大字下畑字平内谷 784 の 6
米田 公俊	東伯郡三朝町大字下畑字平内谷 784 の 8
田中 義純	東伯郡三朝町大字田代字橋ノ谷 698
田中 薫通	東伯郡三朝町大字田代字橋ノ谷 699 の 6
釜本 辰蔵	東伯郡三朝町大字田代字橋ノ谷 699 の 7
佐々木喜次郎	東伯郡三朝町大字田代字橋ノ谷 699 の 8
西村 治成	東伯郡三朝町大字田代字橋ノ谷 699 の 11 (次の図に示す部分に限る。)
安田 清	東伯郡三朝町大字田代字高丸 700 の 22
坂出 卯一	〃
坂出 伸保	〃
坂出 百蔵	〃
西村 学	〃
西村 和夫	〃
田村 雅晴	〃
田中 義純	〃
田中 羊蔵	〃
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字仲畑 1372 の 2
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字仲畑 1372 の 10
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字仲畑 1372 の 45
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字仲畑 1372 の 53
山西 新一	東伯郡三朝町大字穴鴨字水原 1375 の 22
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字水原 1375 の 54
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字水原 1375 の 57
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字水原 1375 の 59
〃	東伯郡三朝町大字穴鴨字水原 1375 の 67

阪本 一江	東伯郡三朝町大字穴鴨字水原 1375 の 69
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字水原 1375 の 71
山西 源吾	東伯郡三朝町大字穴鴨字水原 1375 の 79
阪本 一江	東伯郡三朝町大字穴鴨字水原 1375 の 86
安田 順一	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷 1398 の 19 (次の図に示す部分に限る。)
遠藤 音蔵	〃
遠藤 豊治	〃
河中 鹿一	〃
橋本 新蔵	〃
佐々木勝蔵	〃
坂本市太郎	〃
山西 栄治	〃
山西 儀平	〃
山西 源八	〃
山西 嶋蔵	〃
山本 安蔵	〃
山本 宇平	〃
山本 勲夫	〃
山本 柳蔵	〃
山本三次郎	〃
山根 松寿	〃
山崎鷺太郎	〃
松本 政市	〃
新庄関太郎	〃
森下 しか	〃
西村 嘉一	〃
西村 光蔵	〃
赤坂 なつ	〃
川原 好蔵	〃
早栗 忠蔵	〃
早栗 武雄	〃
村上 喜蔵	〃
大場 繁信	〃

大谷 とく	〃
谷原 豊蔵	〃
谷口 甚吉	〃
竹内 常蔵	〃
田中 栄	〃
田中 富蔵	〃
渡辺 敦三	〃
楠本 一義	〃
百本判次郎	〃
米原 兼蔵	〃
矢田 岩蔵	〃
矢田 虎蔵	〃
矢田 克己	〃
矢田 文八	〃
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷 1398 の 75
阪本 一江	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷 1398 の 77
矢田 勝利	東伯郡三朝町大字穴鴨字大谷 1398 の 79

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 13 日付鳥取県告示第 942 号）の内容
（告示の内容）
- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所
- | | |
|-------|-----------------------|
| 生田仙次郎 | 西伯郡南部町阿賀字大谷山 1391 の 1 |
| 〃 | 西伯郡南部町阿賀字大谷山 1391 の 2 |
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、南部町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び南部町役場に備えて置いて縦覧に供する。)
- 3 通知の掲示場所 南部町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 12 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 11 月 13 日付鳥取県告示第 943 号）の内容
（告示の内容）
- 1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所
- | | |
|-------|--------------------------|
| 青戸 欣一 | 日野郡日野町根雨字八幡宮下モノ谷 489 の 1 |
| 〃 | 日野郡日野町根雨字八幡宮下モノ谷 489 の 2 |

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

柴田菊次郎	日野郡日野町秋縄字下川西屋敷廻り 185
柴田 益壽	日野郡日野町秋縄字下川西屋敷廻り 186 の 2
遠藤卷太郎	日野郡日野町別所字上ミ森ノ下タ 521
音田 義治	日野郡日野町別所字上ミ森ノ下タ 524
〃	日野郡日野町別所字上ミ森ノ下タ 525
遠藤 義雄	日野郡日野町別所字上ミ森ノ下タ 526
遠藤 恭常	日野郡日野町別所字上ミ森ノ下タ 528
松本定次郎	日野郡日野町別所字上ミ森ノ下タ 530
佐々木彬夫	日野郡日野町舟場字大平 835 の 1
岩本 勇壽	日野郡日野町金持字フロノ崎 1834

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 日野町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

雑 報

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条の 5 第 1 項の規定に基づき、鳥取県知事の委任に係る危険物取扱者

試験を次のとおり実施する。

平成 19 年 12 月 4 日

財団法人消防試験研究センター理事長 白 谷 祐 二

1 試験の種類及び日時

試験の種類	日時
乙種危険物取扱者試験	平成 20 年 2 月 3 日（日）午前 10 時から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町 101-5 鳥取県立県民文化会館 第 1 会議室及び第 2 会議室

倉吉市山根 529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館 大研修室

米子市古豊千 520 米子職業能力開発促進センター 大教室

3 受験願書の受付期間

平成 19 年 12 月 10 日（月）から同月 20 日（木）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるもの
に限り受け付ける。）

4 受験願書の提出先

〒680-0011 鳥取市東町一丁目 271 鳥取県庁第二庁舎 4 階

財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（持参又は郵送によること。）

5 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,400 円とし、所定の方法により納付すること。

6 その他

(1) 受験願書の用紙は、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部、鳥取県防災局消防課、各消防局及
び各地区危険物保安協会において交付する。

(2) 試験の詳細については、財団法人消防試験研究センター鳥取県支部（電話 0857-26-8389）に照会
すること。